

ペーパーレス会議システム構築等業務の実施にかかる公告

次のとおりペーパーレス会議システム構築等業務の提案業者等を公募型プロポーザル方式により募集するので、守山市プロポーザル方式等による契約手続に関する実施要領（平成20年告示第40号）第9条第2項の規定により公告する。

令和5年1月31日

守山市長 宮本和宏



- 1 業務名 ペーパーレス会議システム構築等業務
- 2 業務場所 守山市吉身二丁目地先ほか
- 3 業務内容 別紙「業務仕様書」のとおり
- 4 履行期間
 - (1) ペーパーレス会議システム
 - ①システム構築 契約締結日から令和5年6月30日まで
 - ②運用・保守 令和5年7月1日から令和10年6月30日までの60月間
 - (2) 議員パソコンの構築 契約締結日から令和5年6月30日まで

※納入物受入れ承認は、本市実施の検査に合格したときとする。
なお、会議システムが本稼働したことを前提条件とする。
- 5 公募型プロポーザル方式実施要項 別紙のとおり
- 6 公募型プロポーザル方式提案業者等募集要項 別紙のとおり